

一般財団法人全国大学実務教育協会実務教育優秀教員表彰に関する規程

制定 H21. 3. 23

一部改正 H27. 4. 18

(目的)

第1条 実務教育の充実にとって重要である教員の教育能力向上を目的として、一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）が定める資格認定関連科目を担当する教員の表彰について本規程を定める。

(実務教育優秀教員)

第2条 本協会は、一般財団法人全国大学実務教育協会資格認定証授与規程第2条に定める各資格認定証の授与を受けている会員校において、本規程第4条に定める要件を満たす教員を「実務教育優秀教員」として毎年最大5名を選び表彰する。

(実務教育優秀教員の推薦)

第3条 会員校の学長は、本協会が認定する資格関連科目を担当する専任教員の中から各年度1名を実務教育優秀教員として推薦することができる。ただし、該当者がいない場合はその限りでない。

2 推薦に当たっては、教員の担当科目、所属学科を問わない。

(推薦の要件)

第4条 会員校の学長が推薦できる教員は次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

①学生による授業評価が申請前年度後期及び当該年度前期にわたり自校の最高水準であること

②教育研究や社会的活動において実務教育の充実向上に貢献する業績を挙げていること

2 前項に定める要件に関しては、学生の授業評価票、対象とする授業科目の数、クラス数、履修者の規模、評価点の計算方法、または、教育研究や社会的活動業績の成果等を推薦事由書に具体的に明記して提出するものとする。

3 一度表彰された教員を再度推薦することはできない。

(推薦事由書の様式)

第5条 推薦事由書の様式は別に定める。

(推薦の受付)

第6条 推薦の受付は11月15日から12月15日までとする。

2 推薦に当たっては、被推薦教員の略歴、学長の推薦事由書を提出するものとする。

(表彰状の送付と伝達)

第7条 本協会は、推薦を受付けた後、選考の上、当該学長に表彰状を送付する。

2 表彰状は学長が表彰教員に伝達するものとする。

3 表彰状の交付日付は毎年3月31日とする。

4 副賞を贈呈し、その他各会員校の負担により当該学長等が別途授与することができる。

(表彰者の公表)

第8条 本協会は、表彰教員の氏名、所属校所属学部又は学科名及び表彰対象科目等を本協会ホームページ (<http://www.jauch.gr.jp>) 及び会報に掲載する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月18日から施行する。